

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この契約書及び仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の業務を契約書記載の契約期間内に履行し、甲は、その請負代金を支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

5 契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによるものとする。

8 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

9 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約による債務の不履行によって生じる甲の損害を填補するため、委託料の10分の1以上の契約保証金を甲に納入しなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 甲は、契約期間満了後全ての業務の検査が合格したとき又は第41条、第42条若しくは第42条の2の規定によりこの契約が解除されたときは、乙の請求により、30日以内に契約保証金を返還する。

3 契約保証金は、利息を付さないものとする。

(貸与資料の保管義務)

第5条 甲は、乙が業務を実施するに当たり甲の資料が必要な場合は、これを貸与するものとする。

2 乙は、前項により貸与された資料を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、業務実施中でも甲の請求があれば速やかに貸与資料を返還しなければならない。また業務が完了した時は、甲の請求にかかわらず、速やかに返還すること。

4 第2項の規定にかかわらず、その注意を怠ったことにより生ずる損害は、乙が責めを負うものとする。

(貸与資料の複写及び複製の禁止)

第6条 乙は、この業務に係る貸与資料を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(調査及び報告)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の実施状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議

して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第9条 乙は、その責に帰すことができない理由、その他正当な理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議のうえ定める。

(損害賠償)

第10条 乙は、委託業務の実施に当たり、乙の責任に帰すべき理由によって、甲の建物、工作物その他の物品に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負う。

2 乙は、委託業務の実施に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲がその責めを負う。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第11条 乙の責めに帰すべき事由により契約期間内に業務を完了することができない場合において、契約期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、契約期間全体の総額（甲が分割して履行しても支障がないと認められた既済部分を除く。）につき遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、第35条第2項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく財務大臣の告示により当該支払金額の請求が甲に到達した日において適用される割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を甲に請求することができる。

(著作権の帰属)

第12条 成果物（以下本条から第14条までにおいて同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下、第13条から第16条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、乙又は甲及び乙の共有に帰属するものとする。

(著作物等の利用の許諾)

第13条 乙は甲に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、乙は次の各号に掲げる成果物の利用を甲以外の第三者に許諾してはならない。

(1) 成果物を利用して建築物を1棟（成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき1棟ずつ）完成すること。

(2) 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を甲が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は甲の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

(1) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(2) 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権の制限)

第14条 乙は、甲に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2) 本件建築物に乙の実名又は変名を表示すること。

3 乙は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第15条 乙は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する乙の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第16条 乙は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、甲に対して保証する。

2 乙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(特許権等の使用)

第17条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第18条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 甲の意図する成果物を完成させるための乙又は乙の主任技術者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する乙又は乙の主任技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 甲が監督員を置いたときは、この契約書に定める書面の提出は、第19条第3項及び第4項に基づくもの並びに設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(主任技術者)

第18条の2 乙は、業務の技術上の管理を行う主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。

2 主任技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを主任技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

ない。

(主任技術者等に対する措置請求)

第19条 甲は、主任技術者又は乙の使用人若しくは第3条の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を甲に通知しなければならない。

3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を乙に通知しなければならない。

(履行報告)

第20条 乙は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について甲に報告しなければならない。

(貸与品等)

第21条 甲が乙に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、遅滞なく、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 乙は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。

5 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第22条 乙は、業務の内容が設計図書又は甲の指示若しくは甲と乙との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第23条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、発注説明書及び質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を乙に通知しなければならない。

4 前項の調査の結果により、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第24条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下本条及び第26条において「設計図書等」という。)の変更内容を乙に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第25条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る乙の提案)

第26条 乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更しなければならない。

(乙の請求による履行期間の延長)

第27条 乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第28条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第29条 履行期間の変更については、甲と乙が協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(契約金額の変更方法等)

第30条 契約金額の変更については、甲と乙が協議して定める。

2 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙が協議して定める。

3 前2項の協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(一般的損害)

第31条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第32条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不相当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲と乙が協力してその処理解決に当たるものとする。

(契約金額の変更に代える設計図書の変更)

第33条 甲は、第17条、第22条から第28条まで、第31条又は第36条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は甲と乙が協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(検査及び引渡し)

第34条 乙は、業務を完了したときは、完了届を提出することにより、甲にその旨を通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による完了届を受けたときは、その日から起算して10日以内に、乙に立会いを求め、検査を完了しなければならない。

3 乙は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

5 甲は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

6 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを契約代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

7 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前6項の規定を準用する。

(契約代金の支払い)

第35条 乙は、前条第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の検査に合格したときは、契約代金の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第36条 甲は、第34条第5項若しくは第6項の規定により、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第37条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以

下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項において乙が負うべき責任は、第34条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 4 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第38条 甲は、引き渡された成果物に関し、第34条第5項及び第6項の規定による引渡し(以下本条において単に「引渡し」という。)を受けた日から本件建築物の工事完成後2年以内による引渡し(以下本条において単に「引渡し」という。)を受けた日から当該部分を利用した工事完成後2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約代金の減額の請求又は契約の解除(以下本条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、甲の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(甲の催告による解除権)

第39条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

- (2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は完了する見込みが明らかでないとき。
- (3) 主任技術者を配置しなかったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第39条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条第1項の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) この契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本条において同じ。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下本条において「暴力団員等」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第44条又は第44条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 法人の役員等又は使用人（法人の役員等とは、個人事業主並びに法人の代表者、役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）及び支店又は営業所を代表する者をいう。使用人とは、直接雇用契約を締結している正社員をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 法人の役員等又は使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 法人の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 法人の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 法人の役員等又は使用人が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - チ 柳泉園組合から暴力団等排除に関する勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。
- (11) 乙がこの契約に関して、次のいずれかに該当する談合その他不正行為をしたとき。
 - イ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に

関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条に規定する
手続により行われる排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法
第62条に規定する手続により行われる課徴金納付命令）が確定したとき。

ロ 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第
45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第40条 第39条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものである
ときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（協議解除）

第41条 甲は、業務が完了するまでの間は、第41条又は第41条の2の規定によるほか、必
要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損
害を賠償しなければならない。

（乙の催告による解除権）

第42条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、そ
の期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過し
た時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、こ
の限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第42条の2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（1）第24条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

（2）第25条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が
180日を超えるときは、180日）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合
は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後90日を経過しても、なおその中止が解
除されないとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第42条の3 第42条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものである
ときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第43条 甲は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、乙が既に業務を完了した
部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該引渡しを受け
る既履行部分に相応する契約代金（以下「既履行部分代金」という。）を乙に支払い、当該検査
に合格した部分の引渡しを受けることができる。

2 前項に規定する既履行部分代金は、甲と乙が協議して定める。ただし、協議が整わない場合
には、甲が定め、乙に通知する。

3 乙は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸
与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失
により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代え
てその損害を賠償しなければならない。

4 前項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第39
条又は第39条の2によるときは甲が定め、第41条、第42条又は第42条の2の規定によ
るときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する乙のとるべき措置の期限、
方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

5 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及
び乙が民法の規定に従って協議して決める。

（甲の損害賠償請求等）

第43条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償
を請求することができる。

（1）履行期間内に業務を完了することができないとき。

- (2) この成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第39条又は第39条の2の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第39条の2第7号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除き、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- (1) 第39条又は第39条の2の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して履行期間を延長することができる。
- 6 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
（乙の損害賠償請求等）
- 第43条の3 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第42条又は第42条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第35条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。
（談合その他不正行為による賠償の予定）
- 第44条 乙は、この契約に関して、第39条の2第11号イ及びロのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、甲に対して賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
- (1) 第39条の2第11号イのうち、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合
 - (2) 第39条の2第11号ロのうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第45条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(その他)

第46条 乙は、この契約条項のほか、柳泉園組合契約事務規則を遵守するものとする。

(補則)

第47条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定める。

上記契約の証として、本証書2通を作成して、甲乙各1通を保有する。